

埼玉県介護職員資格取得支援事業（実務者研修受講料）補助金事務取扱要領

1 趣旨

この要領は、埼玉県介護職員資格所得支援事業（実務者研修受講料）補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第15条の規定に基づき、要綱の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 補助対象事業（要綱第3条関係）

（1）受講地及び受験地

支援対象職員が受講する実務者研修の受講地及び当該職員が受験する介護福祉士国家試験（以下「国家試験」という。）の受験地は、埼玉県以外の都道府県であっても差し支えない。

（2）処遇改善

処遇改善とは、毎月支給される給与が増額されることをいい、賞与（いわゆるボーナス）などの一時金を含まない。なお、例示すると次のとおりであること。

ア 資格手当が毎月新たに支給される。

イ 毎月支給される資格手当が増額される。

ウ 毎月支給される給与の基本給が増額される。

エ 資格手当以外の各種手当の毎月の支給額が増額される。

（3）補助金の交付の対象となる経費

ア 支援対象職員が受講する研修に実務者研修以外の内容が含まれる場合は、補助金の交付の対象となる経費は次のとおり取り扱うものとする。

（ア）実務者研修の受講料相当額とそれ以外の研修の受講料相当額が区分できるとき
実務者研修の受講料相当額を補助金の交付の対象となる経費とする。

（イ）実務者研修の受講料相当額とそれ以外の研修の受講料相当額が区分できないとき
研修受講料全額を補助金の交付の対象となる経費とする。ただし、当該研修の主たる目的が実務者研修以外のものであることが明らかである場合は、本事業による補助金の交付の対象とはならないものとする。

イ 消費税及び地方消費税は、本事業による補助金の交付の対象とならないものとする。ただし、補助対象者が県内に所在する介護施設等に勤務する介護職員である場合を除く。

3 補助対象者（要綱第5条関係）

（1）要綱に基づく補助金は、民間法人又は同法人が運営する介護施設等に勤務する介護職員に対して交付するものとし、次の各号に掲げる者は補助対象者とならない。

ア 地方自治体

イ 地方自治体が運営する介護施設等に勤務する介護職員

ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）

エ 指定管理者が運営する介護施設等に勤務する介護職員

(2) 支援対象職員が実務者研修の受講料を支払った場合において、当該受講料相当額の全部又は一部を介護施設等を運営する法人（事業主）が補填したとき、又は補填することが予定されているときは、次のとおり取り扱うものとする。

ア 介護施設等を運営する法人が受講料相当額の全部を補填したとき（予定を含む）当該法人を補助対象者とする。

イ 介護施設等を運営する法人が受講料相当額の一部を補填したとき（予定を含む）介護職員を補助対象者とする。

(3) 上記(2)イの場合において、要綱第4条の規定に基づく計算により得た額（以下「補助予定額」という。）と補填（予定を含む）額の合計額が申請者である介護職員が支払った受講料を超えているときは、当該超過額を差し引いた額を補助額とする。

なお、例示すると次のとおりであること。

例) 受講料12万円である実務者研修について、申請者（介護職員）が受講料の全額を支払い、介護施設等を運営する法人（事業主）が8万円を補填（予定を含む）した場合

【計算】

・ 12万円（受講料） × 1/2（補助率） = 6万円（補助予定額）

・ 6万円（補助予定額） + 8万円（補填額） = 14万円（合計額）

→ 申請者（介護職員）が支払った受講料を2万円超過

・ 6万円（補助予定額） - 2万円（超過額） = 4万円（補助額）

4 申請書の提出（要綱第6条第1項関係）

介護施設等を運営する法人は、介護施設等ごとに支援対象職員を取りまとめの上、申請書を提出するものとする。

5 申請書の添付書類（要綱第6条第4項関係）

要綱第6条第4項に規定する申請書に添付する書類を例示すると次のとおりであること。

(1) 計画書

様式第1号別紙1-1のとおり

(2) 処遇改善計画書

様式第1号別紙1-2のとおり（法人の証明があるもの）

- (3) 支援対象職員の国家試験の受験番号が確認できる書類（処遇改善に国家資格取得を要件としている場合）
 - 受験票の写し
- (4) 支援対象職員が実務者研修を修了したことを証明する書類
 - ア 研修実施施設が交付した実務者研修修了証明書の写し（申請時に研修を修了している場合）
 - イ 研修実施施設が交付した実務者研修受講決定通知書又は実務者研修修了見込証明書の写し（申請時に研修を修了していない場合。ただし、研修修了後は、速やかに実務者研修修了証明書の写し等を提出すること。）
- (5) 支援対象職員又は要綱第5条第1号の法人が実務者研修の受講料を支払ったことが確認できる書類
 - ア 研修実施施設が発行した領収書の写し
 - イ 研修実施施設が発行した受講料受領証明書の写し
- (6) 要綱第5条第1号の法人が実務者研修の受講料相当額を補填したことが確認できる書類（当該法人が申請者であり、当該法人が実務者研修の受講料を負担した支援対象職員に受講料相当額を補填した場合に限る。）
 - 支援対象職員の受領書又は領収書の写し

6 変更申請

この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して交付申請を行う場合には、要綱第6条の規定を準用する。

7 実績報告書の添付書類（要綱第11条関係）

要綱第11条第3項に規定する実績報告書に添付する書類を例示すると次のとおりであること。

- (1) 支援対象職員が国家試験に合格したことが確認できる書類
 - 合格証書の写し
- (2) 処遇改善結果報告書
 - 様式第3号別紙3-1のとおり（法人の証明があるもの）
- (3) 支援対象職員の処遇改善が図られたこと又は図られる見込みであることが確認できる書類
 - 給与規程の写し（法人の原本証明があるもの）
- (4) 請求書別紙3-2（様式第3号）（ただし、支援対象職員が国家試験に合格し、要綱第3条第1項各号の要件を全て満たす場合のみ）

8 補助金の交付（要綱第9条、第12条関係）

補助金の交付は精算払とする。

9 原本証明

添付書類の原本証明は、原本と相違ないことを証明しようとする書類の余白に次のとおり記載することにより行うこと。

この写しは、原本と相違ないことを証明します。

年 月 日

法人名

代表者職氏名

附 則

この要領は、平成27年12月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年12月28日から施行し、平成28年4月1日以降に修了した実務者研修を対象として適用する。

附 則

この要領は、平成29年10月19日から施行し、平成29年4月1日以降に修了した実務者研修を対象として適用する。

附 則

この要領は、平成30年6月20日から施行し、平成30年4月1日以降に修了した実務者研修を対象として適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月26日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年6月4日から施行し、令和6年4月1日から適用する。